

○沖縄県立看護大学公的研究費内部監査規程

(平成 19 年 11 月 12 日)

改正 (平成 28 年 1 月 20 日)

(目的)

第 1 条 この規程は、沖縄県立看護大学における公的研究費不正使用及び不正行為防止に関する規程第 24 条の規定に基づき、沖縄県立看護大学（以下「本学」という。）における公的研究費の会計処理等に関する内部監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「監査対象者」とは、公的研究費の交付を受けた教員及びその公的研究費の支出事務を行う職員をいう。

(内部監査部門及び監査担当者)

第 3 条 監査は、別途組織する内部監査部門が行うものとする。

- 2 内部監査部門の長は、事務局長をもって充てる。
- 3 その他の担当者については、別に定める。

(監査担当者の権限)

第 4 条 監査担当者は、監査対象者に対し、監査実施上必要な一切の書類の提出を求めるとともに、監査に必要な説明を求めることができる。

- 2 監査担当者は、必要により学外の関係先に内容の照会又は事実の確認を求めるものとする。

(監査対象者の協力義務)

第 5 条 監査対象者は、監査が円滑かつ効果的に実施できるよう協力しなければならない。

(監査実施の通知)

第 6 条 内部監査部門の長は、監査の実施に当たっては、あらかじめ監査の実施日時を監査対象者に通知するものとする。ただし、緊急を有する場合又は特に必要があると認める場合には、事前に通知することなく監査を実施することができる。

(監査方法)

第 7 条 監査は、書面監査と実地監査及びリスクアプローチ監査を行うものとする。

- 2 書面監査は、関係書類の精査、帳票等の突合及び関係諸規則に基づく調査等により実施する。
- 3 実地監査は、実査、立会、確認、質問等により実施する。
- 4 リスクアプローチ監査は、不正リスクの高い事項に対して重点的にサンプル抽出し、抜き打ちでヒヤリング等により実施する。

(モニタリングの検証)

第 8 条 内部監査部門の長は、本学のモニタリングが有効に機能する体制となっているか、検証を行わなければならない。

(監査担当者の責務)

第 9 条 監査担当者は、事実の認定及び処理の適正性の判断について、常に公正かつ厳正でなければならない。

- 2 監査担当者は、監査により知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 監査担当者は、監査の実施に当たり、監査対象者の業務に著しい支障が生じないように配慮しなければならない。

(監査結果の説明等)

第 10 条 監査担当者は、監査の終了後、その結果を監査対象者に説明又は提示を行い、監査対象者から意見等があるときは、十分にその意見を聴取し、監査報告書の作成に資するものとする。

(監査報告)

第 11 条 内部監査部門の長は、審査終了後、速やかに監査結果をまとめた監査報告書を作成し、学長に報告しなければならない。

(改善等の指示)

第 12 条 学長は、前条の監査報告書により改善等の措置が必要と認めるときは、監査対象者に対して業務改善等の指示を行う。

- 2 監査対象者は、業務改善等の指示を受けた場合は、書面をもってその改善結果を学長に報告しなければならない。

(他の監査機関との調整等)

第 13 条 内部監査部門は、他の監査機関と連携を強化しなければならない。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 11 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 20 日から施行する。